

理事及び監事並びに評議員の報酬等の額に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長尾自然環境財団（以下「この法人」という。）定款第14条及び第31条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員の報酬等の額に関し必要な事項を定めることを目的とし、法令に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員等とは、理事及び監事並びに評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わず、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として、別表第1 常勤役員俸給表に基づき、役員報酬を支給する。

- 2 非常勤役員及び評議員には、定款が定める会議（理事会、評議員会、評議員選定委員会）に出席の都度、別表第2 会議の出席報酬に掲げる報酬を支給する。
- 3 監事には別表第3 監事の職務報酬に掲げる報酬を支給する。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職金を支給することができる。

(常勤役員の報酬の額の決定)

第4条 各々の常勤役員の報酬月額、理事長が別表第1 常勤役員俸給表のうちから選択し、評議員会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬の支給の方法)

第5条 常勤役員の報酬は、暦月計算をもって行い、常勤役員が指定する本人名義の

金融機関口座への振込みにより支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは前日に支給する。

- 2 評議員及び非常勤役員に報酬を支給する必要が発生した場合、当月末日を締切日として計算し、翌月 25 日の職員給与支給日に、評議員及び非常勤役員が指定する本人名義の金融機関口座への振込みにより支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは前日に支給する。
- 3 税金、社会保険料及び事前に控除することについて本人の承諾を得た前払い金、貸付金、立替金などの項目については、毎月の報酬から控除できるものとする。

(謝金)

第 6 条 役員等が理事長より委員会などの会合における有識者又は専門家の役割を依頼されたときは、別に定める謝金規程に基づき謝金を支給する。

(退職金)

第 7 条 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職金は、退任時より過去 2 か年の平均報酬月額×在任年数に基準率 100% を乗じて算出したものを支給基準額とする。ただし、在任年数は 1 か年を単位とし端数は月割とし、在任 1 か月未満は 1 か月に切り上げる。
- 3 在任中又は退任時において自己の責に帰すべき重大な過失又は背任の行為等により著しくこの法人の名誉を損ない損害を与えた場合は、評議員会の決するところにより、その補填を命じ退職金の一部又は全部を減額することができる。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 20 条第 2 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 9 条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、2025 年 7 月 4 日の評議員会において、以下の変更、新設、削除等を決議し、同日から施行する：規定の名称変更、第 1 条を変更、第 2 条第 1 項及び同条同項第 1 号を変更、同条同項第 4 号を新設、第 3 条第 1 項を変更、同条第 2 項及び同条第 3 項を削除、同条第 2 項及び第 3 項を新設、同条第 4 項及び第 5 項を変更、第 4 条の見出しを変更、同条第 1 項を変更、第 5 条第 1 項を変更、同条第 2 項を新設、第 6 条を新設及び第 7 条以下の条文番号を繰り下げ、(別表) の名称変更、別表 2 及び同 3 の新設。

別表 第 1 常勤役員俸給表（単位：円）

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	11	300,000	21	500,000	31	700,000
2	120,000	12	320,000	22	520,000		
3	140,000	13	340,000	23	540,000		
4	160,000	14	360,000	24	560,000		
5	180,000	15	380,000	25	580,000		
6	200,000	16	400,000	26	600,000		
7	220,000	17	420,000	27	620,000		
8	240,000	18	440,000	28	640,000		
9	260,000	19	460,000	29	660,000		
10	280,000	20	480,000	30	680,000		

別表 第 2 会議の出席報酬

(単位：円)

対象者	報酬額
定款が定める会議に出席した非常勤役員及び評議員	一人 1 回当たり 20,000 円（会議報酬）

- 注 1) 振込額は源泉徴収税額控除後の金額とする。
- 注 2) 定款が定める会議とは、評議員選定委員会、評議員会、理事会である。
- 注 3) 会議は、Web 会議、テレビ会議、電話会議を含む。ただし、その場合は、交通費は支払わない。

別表 第3 監事の職務報酬

(単位：円)

対象者	報酬額
監事	年額 30,000円

- 注1) 振込額は源泉徴収税額控除後の金額とする。
- 注2) 監事の職務とは、定款第28条第1項から第4項である。